津労働基準監督署における文書の誤送信について

三重労働局(局長 金尾 文敬)は、津労働基準監督署(署長 森 孝志) において発生した個人情報を含む文書の誤送信について、下記のとおり当該事 実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

1 概要

津労働基準監督署(以下、「津署」という。)において、津署職員Xが、A事業所の時間外労働・休日労働に関する協定届(以下、「36協定」という。)の電子公文書の返信時に、誤ってB事業所の36協定の電子公文書を返信する事案が発生した。B事業場の36協定の電子公文書には届出者の氏名、職名、事業の名称、所在地、電話番号の個人情報が記載されていた。

2 事実経過

- (1) 3月10日、津署職員XがA事業所の36協定の電子公文書を作成し、返信した。
- (2) 同日、A事業所の担当者よりB事業所の電子公文書が返信されている旨の連絡があり、誤送信が確認された。
- (3) 3月13日、津職職員Xの上司がA事業所に連絡し、謝罪するとともに B事業所のデーター廃棄を依頼した。また、A事業所以外に情報漏洩を していないことを確認した。
- (4) 同日、津署副署長がB事業所に連絡し、経過説明と謝罪を行い、了承を いただいた。

3 発生原因

職員が定められた手順を守らず、不必要な操作を行ったこと。また、その際、システムの画面表示内容を確認せず返信したこと。

4 再発防止策

- (1) 津署における取組み
 - ① 3月23日、署管理者から関係職員に対して、本事案の概要、発生原因

を伝達するとともに、再発防止の徹底について指示を行った。

② 署の電子公文書取扱の見直しを行い、電子公文書の返信先に誤りがないことを複数で確認の上、返信するよう徹底した。

(2) 三重労働局における取組み

- ① 3月23日、監督課長から当局管下の労働基準監督署長に対し文書を発出し、関連文書に新たに注意事項を加え、定められた作業手順で処理を行うよう、再発防止の徹底について指示を行った。
- ② 4月18日に行う予定にしている労働基準監督署長会議において、再度、上記取扱を徹底することとする。

【担当】

三重労働局労働基準部監督課 課長 吉徳 祥哉 電話 059-226-2106